

令和2年度第1回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

- 開催日時 令和3年1月21日（木） 午後1時30分から午後3時00分
- 開催場所 四街道市役所 障害者支援課2階会議室
- 出席者
《出席委員》
塚本 勝邦会長、田中 正志委員、平 晃一委員、菊池 忍委員、兼田 徹委員、
福田 三千男委員、川上 洋一委員、廣谷 一郎委員、木川 稔委員
《事務局》
小島健康こども部長、山崎副参事、高橋国保年金課長、
久保木課長補佐、栗飯原係長、守屋主事
- 傍聴人 1名
- 議題
(1) 令和元年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）
(2) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告）
(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）
(4) 令和3年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）
- 審議の経過
別紙のとおり

(会議録署名)
四街道市国民健康保険運営協議会

令和3年2月25日

塚本 勝邦 会長

令和3年2月25日

川上 洋一 委員

令和2年度第1回国保運営協議会会議録

令和3年1月21日（木）午後1時30分～

四街道市役所障害者支援課2階会議室

塚本会長

--- 開会 ---

小島部長

--- 会長挨拶 ---

--- 健康子ども部長挨拶 ---

事務局
(久保木課長補佐)

会議の議事進行につきましては、四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっております。

会長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議長
(塚本会長)

それでは、皆さま改めてよろしくお願い致します。

はじめに会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっております。本協議会においても明記する取り扱いとすることを平成30年度第1回の会議で確認しております。

それから会議録への署名人についてですが、私と別にもう1人輪番でお願いしたいと思います。

今回は川上委員にお願いしたいと思います。

川上委員よろしいでしょうか。

--- 了承 ---

議長
(塚本会長)

さて、本日の会議に傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局
(久保木課長補佐)

本日は傍聴希望者が1名いらっしゃいます。

議長
(塚本会長)

本日は、傍聴希望者が1名いらっしゃるということですが、この会議は、運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっております。会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することになっております。

また、傍聴人の方に配布する資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」により「各審議会等の判断によるものとする」

	<p>とされております。本日の議題の内容は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるなどの非公開事由に該当するとは認められないと思われまますので、会議を公開としたいと思ひます。また、傍聴人への資料の配布についてですが、事務局より、本会議の資料は回収せずに配布して差し支えない、とのことで伺っております。</p> <p>委員の皆様、その取扱いでよろしいでしょうか。</p> <p>----異議なし----</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、この会議を公開とし、傍聴希望者を入室させ、事務局は傍聴人に資料を配布してください。</p>
<p>事務局 (久保木課長補佐)</p>	<p>議題の説明の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、事前に送付させていただいたものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 席次表 ・ 「国民健康保険特別会計」と書いてある、資料 1-1 から資料 1-2 ・ 「四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」と書いてある、資料 2 ・ 「四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」と書いてある資料 3-1、3-2 ・ 「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」と書いてある、資料 4、5、6 ・ 「国民健康保険特別会計」と書いてある、資料 7-1、「国民健康保険事業財政調整基金の状況」と書いてある、資料 7-2、「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」と書いてある、資料 7-3 ・ 5 枚綴りの「四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について」 <p>不足がある場合には、予備が事務局にございますのでお申し付け下さい。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、次第の 4. 議題の (1) 「令和元年度四街道市国民健康保険特別会計決算について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>--- 説明 ---</p>

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>平委員</p>	<p>四街道市の人口が非常に増えていく状況において、国民健康保険の被保険者数が減っていますが、どの年代が減っているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (栗飯原係長)</p>	<p>後期高齢者医療制度への移行が主な要因となっております、年間千人程度、移行しています。</p>
<p>平委員</p>	<p>そうしますと、国民健康保険の被保険者は、今後減少傾向になる見込みで、将来的なおおよその試算もできているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (栗飯原係長)</p>	<p>はい。</p>
<p>川上委員</p>	<p>資料1-2の事業概要につきまして、2点質問させていただきます。 2ページに、一般被保険者高額療養費とありますが、件数が前年度比で約500件程減少していますが、支給金額が15,300千円増加しております。 1件あたりの金額が増額になっていると思いますが、高額化している疾病等の分類の中で、どのようなものが考えられますか。 また、それに関連して、3ページの保健事業費で元年度、初めて糖尿病性腎症重症化予防事業で5人ほど事業を行っておりますが、高額療養費との関連はありますか。 今後、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者数を増やして行った場合、高額療養費が減少する等の効果が出そうでしょうか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>まず、1点目の高額療養費について、件数は減少していますが、金額が増額しているという点についてですが、大きな疾病の内容といたしましては、当市の場合は血液関連の疾病等が高額療養費に影響しています。 また、それに関連して、糖尿病性腎症重症化予防事業の5件ありますが、令和元年度より開始しまして、当市の特定健診を受診している方やレセプト等より対象者を抽出しまして、最終的には、かかりつけ医より紹介をしていただいて、事業を行っております。 今後、人工透析等の治療を遅らせるために、生活習慣の改善や食事のとり方を指導する事業となっております。 令和元年度の件数は5件となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を次年度に繰り越して行っておりますので、令和2年度の実施者数は、令和元年度よりも増加しております。</p>
<p>平委員</p>	<p>その点につきまして、医師会より補足させていただきます。</p>

	<p>糖尿病性腎症重症化予防事業の目的は、糖尿病における透析患者を減らすことが目的となっております。透析の治療費は非常に高く、少しでも減らすということを目的に始まった事業であります。</p> <p>保健師や栄養士が療養指導の動機づけを行うことによって、これまでの外来診療以上に、将来的に合併症が減少するという国のビッグデータに基づいて事業を行っているのですが、その指導にかかる費用については、医療費に比べて効果がみられると思います。</p> <p>また、国から市町村に財政支援があるということで、医師としては、非常に助かっており、疾病の減少に効果が出るのではないかと考えております。</p> <p>川上委員 続いて、2点目の質問に入りますが、3ページの保健事業費の特定健康診査等事業について質問です。</p> <p>特定健康診査の受診率が、前年度比で3ポイントほど減少しておりますが、被保険者の数が減少したことで受診者数が減少したということもあると思いますが、受診率が落ちたことについて、何か他に原因は考えられますか。</p> <p>事務局 (高橋課長) 本市では、集団健診と個別健診を実施しておりますが、受診されている方は高齢者の方が多く、その高齢者の方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、受診率が下がったと考えております。</p> <p>また、未受診の方へは特定健康診査受診の勧奨通知を出しており、令和元年度につきましても、4種類の特性に合わせて通知を送付しましたが、受診率は下がってしまいました。</p> <p>平委員 特定健診というのは、いわゆるメタボ健診と言われておりますが、実施している効果を再検討し始めていて、そういった内容をインターネット等で情報が出ています。</p> <p>議長 (塚本会長) 他に質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p> <p>議長 (塚本会長) ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「令和元年度四街道市国民健康保険特別会計決算について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題の(2)「四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
--	---

<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>資料2の支給額の算出の中で、直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額とありますが、これは何で決められているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>こちらの申請をするにあたって、会社の方から給与の支払いがあったかどうかの申請書類を提出してもらうことになっており、それを基に支給額を計算することになっております。</p>
<p>川上委員</p>	<p>虚偽の賃金を報告する等の詐欺行為が社会問題化したため、期間を3ヶ月から長期に変更するということはありませんでしょうか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>今日現在において、申請当初より算出方法の期間の変更はございません。 また、新型コロナウイルス感染症関連になりますと、これから説明を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が下がった方に対し、保険税を減免するといった制度がございます。</p>
<p>福田委員</p>	<p>四街道市の新型コロナウイルス感染症の感染者数が、200名程度ということですが、それに対し、傷病手当金の支給が1件というのは、少ないと思いますが、どうですか。 また、この条例につきまして、四街道市はどういった方法で公布していますか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>まず、傷病手金が1件で申請が少ないということですが、基本的には給与収入がある方については、ほとんどの方が会社で有給休暇や補償があるかと思えます。今回の傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは疑いで休んだことにより、会社から一切補償がない方が対象となっておりますので、1件となっております。 また、四街道市の国民健康保険に加入している方の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した方が何人いるかということは、市の方では把握しておりませんが、国民健康保険に加入している方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がったという方に関しましては、このあと説明に入りますが、資料4にありますとおり、令和2年度は、136件の申請が上がっており、減免の金額は、25,572,000円となっております。</p>

<p>福田委員</p>	<p>件数が少ないため、傷病手当金の周知がされていないのではないかとということが考えられますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>ホームページや市政だより、お問い合わせの中で、傷病手当金の周知をしております。</p>
<p>平委員</p>	<p>国民健康保険条例の一部を改正する条例についてとありますが、今回の改正部分はどのような内容になりますか。</p>
<p>事務局 (栗飯原係長)</p>	<p>傷病手当金につきましては、今まで条例になかったものを新たに制定しております。</p>
<p>平委員</p>	<p>ほとんどの方が、会社の方で有給休暇や補償があるということで、アルバイトや日雇いの方が、今回の傷病手当金の主な支給の対象になるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合のみではなく、発熱等の疑いとあります。PCR検査の陽性の状況が1割から2割のため、8割から9割近くの方が対象になるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症以外の発熱等の症状も含めると、対象になる方が多いため、国保財政に影響を与えてしまうのではないのでしょうか。PCR検査を受けて陽性になった方のみ等、対象を絞ってみてはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (栗飯原係長)</p>	<p>感染拡大防止の観点から、37.5度以上の発熱がある方等が対象となっており、国から特別交付金として財政支援があります。</p>
<p>事務局 (小島部長)</p>	<p>例外的に会社より補償や有給休暇として扱われない場合が対象となりますので、危惧はありますが、実態として今現在、申請は1件となっているということもあり、当市の国民健康保険の財政に影響を大きく与えることはないと考えております。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他に質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題の(3)「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>資料4の新型コロナウイルス保険料減免申請受付人数が136件とありますが、件数の数え方について、世帯で1件になりますか。被保険者ごとに1件になりますか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>国民健康保険は世帯主が納税義務者となります。世帯の収入が3割以上下がった場合となりますので、世帯で1件という数え方になります。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他に質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題の(4)「令和3年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」を議題とします。この議題については、市長より会長宛てに諮問書が出ており、皆様には開催通知と併せて写しが送付されています。</p> <p>まず、諮問事項1「令和3年度四街道市国民健康保険税率について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>諮問事項となっております、議題(4)令和3年度国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。別資料、「四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について」と記載のある資料になります。</p> <p>初めに、1.令和3年度の国民健康保険税率について、1ページ目からご説明いたします。</p> <p>令和3年1月8日時点、県からの速報値で県標準保険料率・事業納付金額が届きました。</p> <p>県内の各市町村の事業納付金については県が決定し、その事業納付金をもとに各市町村の標準保険料率を決定します。このことにより、12月末で示されている四街道市の標準保険料(税)率は、1ページ中段に記載されている、令和3県標準保険料のとおり、所得割率では医療分は7.27%、支援分は20.2%、介護</p>

	<p>分は2.31%保険料（税）率になります。</p> <p>均等割額では医療分は17,286円、支援分は16,180円、介護分は18,756円になります。また、平等割額では19,787円になります。</p> <p>昨年度の運営協議会におきまして、今後の四街道市の保険税率は県が示す標準保険税率にすることを決定したところでございますが、今回、令和3年度分の標準保険税率につきましては据え置きとする方針で考えております。</p> <p>据え置きとする理由といたしましては、国民健康保険はアルバイトや飲食店等の自営業の方達が加入しており、新型コロナウイルス感染症による収入や売り上げへの影響も多いこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず退職された方達の再就職が中々できないというお話を窓口や電話で耳にすることが多く、これらを考慮したためでございます。</p> <p>据え置きとした場合の国民健康保険財政への影響は、別資料の資料7-1及び資料7-2に記載しています。</p> <p>資料7-1をご覧ください。こちらは令和元年度の決算状況、令和2年度の12月末で予測した決算見込み、令和3年度の要望時点の予算状況でございます。令和3年度では、国民健康保険税率を据え置きとした場合、国民健康保険税や交付金だけでは事業納付金や保健事業等に係る経費を賄うことができませんので、財政調整基金を繰入れて補てんすることになります。</p> <p>次に、資料7-2をご覧ください。こちらは国民健康保険事業財政調整基金の状況でございます。</p> <p>先ほどの説明と重複しますが、令和3年度では12,874,000円を取り崩す予定でございますので、令和3年度での残額は74,589,211円となる見込みでございます。</p> <p>なお、資料7-1の国民健康保険特別会計の令和3年度予算及び資料7-2の財政調整基金の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症による所得への影響は見込んでおりません。現在関係課と協議中でございますので今後変動する可能性がございます。</p> <p>以上で、諮問事項1.令和3年度四街道市国民健康保険税率について説明を終わらせていただきます。</p> <p>議長 (塚本会長)</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。</p> <p>田中委員</p> <p>諮問案は、百円未満の切り上げを行うことを諮問しているのでしょうか。</p> <p>事務局 (小島部長)</p> <p>昨年度、県が示した標準保険税率に合わせるということで、前年度の第2回運営協議会で議決していただきました。本来であれば、今年度についても県の標準保険税率に合わせるところですが、コロナ禍において、市民の皆様の生活</p>
--	---

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>が苦しい中で、当市の保険税率は据え置きとしたいということで、現状の保険税率を据え置きとしてよろしいかという諮問になります。</p> <p>他に質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>この議題については諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>「令和3年度四街道市国民健康保険税率について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、事務局の案をそのまま市に答申することといたします。</p> <p>また、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいでしょうか。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、そのように取扱いさせていただきます。</p> <p>次に、諮問事項2「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料「四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について」と記載のある資料になります。</p> <p>1 ページ目の下段に、軽減判定所得基準見直し案で、簡単に表にさせていただきます。</p> <p>2 から 5 ページがその条文になります。</p> <p>令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があるためまた、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため改正いたします。</p> <p>改正する内容は、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割、2割を軽減する措置に係る基準について、軽減判定所得の算定時における基礎控除額を33万円から43万円に改めるとともに、当該世帯内に給</p>

	<p>与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものです。</p> <p>別資料の資料7-3をご覧ください。こちらにつきましては本来7割軽減もごさいますが①5割軽減、②2割軽減につきましては判定計算が若干複雑となるため例をお示ししてごさいます。</p> <p>では、具体的にはどのような計算となり、どのように所得判定基準が変わるか、①の5割軽減を例に説明いたします。</p> <p>例では3人世帯となっておりますので、</p> <p>令和2年度の計算では 基礎控除額 33万円+28万5,000円×3人で118万5,000円以下の所得であれば5割軽減の対象となります。</p> <p>改正することによって 3人世帯のうち給与所得者数が1人の場合は計算式は基礎控除額43万円に28万5,000円×3人+10万円×(1-1)になり、計算結果は128万5,000円になりますので、この金額以下の所得であれば5割軽減の対象となります。</p> <p>同様に3人世帯のうち給与所得者数が2人の場合は計算式は基礎控除額43万円に28万5,000円×3人+10万円×(2-1)になり、計算結果は138万5,000円になりますので、この金額以下の所得であれば5割軽減の対象となります。</p> <p>同様に3人世帯全員が給与所得者等であれば計算式は基礎控除額43万円に28万5,000円×3人+10万円×(3-1)になり、計算結果は148万5,000円になりますので、この金額以下の所得であれば5割軽減の対象となります。</p> <p>改正することにより、給与所得者等が複数人いることで拡大されることになります。</p> <p>以上で諮問事項2. 国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>議長 (塚本会長) 事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。</p> <p>川上委員 資料7-3にあります、給与所得者等とは具体的にどういった方になりますか。</p> <p>事務局 (栗飯原係長) 給与所得者等とは、社会保険には加入していない給与収入がある方、または年金収入の方をいいます。</p> <p>平委員 山林所得とは何ですか。</p> <p>事務局 山林等を伐採して譲渡することによって生ずる所得をいいます。</p>
--	--

<p>(栗飯原係長)</p> <p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他に質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようです。 この議題については諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、事務局の案をそのまま市に答申することといたします。 また、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいでしょうか。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、次第の最後になりますが、次第の5.「その他」として、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局 (久保木課長補佐)</p>	<p>次回会議は2月16日（火）開催を予定しております。 議題としましては「令和3年度四街道市国民健康保険事業計画及び事項別実施計画（案）について」（承認事項）、「令和3年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）及び事業概要（案）について」（報告事項）となっております。 本日は、新年度の保険税率についての諮問ということで皆様からの詳細なご意見をお聞きするために、緊急事態宣言が出ている中ではありますが、感染予防策をとったうえで、特別にお集まりいただきました。 現在、市内でも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しております。緊急事態宣言については2月7日までの予定となっておりますが、次回会議について事務局といたしましては、書面開催で実施させていただきたいと考えていますが、委員の皆様のご意見を賜りたいと思います。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局より、次回の開催方法について説明がありました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>

平委員	Web 会議等にする予定はありますか。
事務局 (小島部長)	<p>庁内におきまして、Web 会議のできる体制は整えております。</p> <p>委員の皆様が環境が整っていれば、Web 会議の開催も可能です。</p> <p>もしくは、市役所の中で会議室を分散して Web 会議を行うということは可能ですが、現状、会議室の確保がなかなか厳しい状況でございます。事務局といたしましては、書面開催で行いたいのですが、いかがでしょうか。</p>
議長 (塚本会長)	<p>それでは、事務局より、次回の開催方法について書面開催にしてよろしいかと申し出がありました。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成 ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>それでは、次回の開催は書面開催といたします。</p> <p>次第の 5. 「その他」として、委員の皆様から何かございますか。</p>
川上委員	<p>マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになると思います。が、具体的にどのような計画ですか。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>マイナンバーカードが健康保険証として利用できるよう市としての体制は整えております。</p> <p>市民の皆様がマイナポータルで健康保険証の登録を行っていただき、医療機関がカードリーダー等の整備が整っている場合は、令和 3 年 3 月から利用していただくことが可能です。</p>
菊池委員	<p>カードリーダーを申込みしている医療機関はまだ少ないという情報があります。</p> <p>市の体制が整っていても、医療機関が対応していない場合は、現状、マイナンバーカードを令和 3 年 3 月から保険証の代わりに使用することは、難しいと考えます。</p>
平委員	<p>システムを導入するにあたって、電子カルテ化対応が必要となりますので、クリニック等は、歯科以上に進んでないのが実情です。</p>
議長 (塚本会長)	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>

議長
(塚本会長)

それでは、本日の会議は以上としたいと思います。
皆様、お疲れ様でした。